**別紙７**

特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断（特殊健康診断等）

受診の要否に関する質問状

総務部人事課職員係担当者　行

　（FAX　895-8013または学内便でお願いします）

所属学部等：　　　　　　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　連絡先：

質問事項

化学物質等の利用に関する質問の場合は物質名，使用する量，使用する頻度を例に従って具体的に記載下さい。

（記載例）アセトンをマッチ箱程度の大きさの脱脂綿に湿らせ，実験器具（ビーカーなど）に付着した汚れを落とす作業を行っている。一日あたりの作業時間は30分程度で，脱脂綿は２，３回取り替え，その都度アセトンを湿らせる。この作業は月に４から５回の頻度で行っている。この場合，有機溶剤等の健康診断を受診しなければいけないか？

回答票

　　　特殊健康診断等の受診　　（　対象者です； 対象者ではありません）。

コメント

人事課職員係は，質問状の受付業務のみを担当します。質問内容については，安全衛生担当者が科学的及び法律的な見地から検討し回答するため，回答まで暫く時間を要する場合があります。予めご了承ください。